



観 観 産 第78号
平成28年5月25日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課
旅行安全対策推進室長



ボランティアツアー実施にかかる旅行業法上の取扱いについて

先般発生した平成28年熊本地震を契機に、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が主催者となり、ボランティア参加者を募集し、参加代金を収受した上でボランティアツアーを実施しようとしている事例が見受けられます。

その際、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うボランティアツアーについては、旅行業法により、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた旅行業者でなければ取り扱うことができないこととなっております。

従って、このようなボランティアツアーの実施については、主催者が旅行業の登録を受けるか、または、旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け 国総旅振第386号)第1 定義(法第2条)における2 企画旅行契約(法第2条第4項)3)(4)に基づき取り扱われるよう、貴都道府県内関係部局及び貴都道府県内でボランティアツアーを実施しようとしている団体等への周知等、よろしくお取り計らい願います。

